平成２７年（フ）第９６８９号
東京都文京区本駒込４丁目34－５－502、開始決定時の住所東京都北区西ケ原１丁目43－３－701
破産者　徳山和則こと　崔　　和則
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４６号
愛知県豊橋市東田町字前畑37番地５
破産者　北河　紀人
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３６７７号
大阪市大正区南恩加島５丁目14番２号
破産者　株式会社アップワンフィールド社
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６７８号
堺市東区石原町１丁16番
破産者　有限会社インパクト
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３号
鹿児島県薩摩川内市上甑町中甑331番地
破産者　平成建設株式会社
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７２８号
仙台市泉区桂２丁目11番地の10
破産者　長久　　貴
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１７号
秋田県大仙市豊川字堂ノ前７番地
破産者　田村　榮一
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第７１２号
埼玉県坂戸市東坂戸１丁目８番605号、破産手続開始時の住所さいたま市桜区大字神田551番地　ユーラナス浦和Ｂ303
破産者　千葉　明史
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３０１号
大阪府茨木市玉櫛２丁目31番16号ヴィラ貴瀬203号、開始決定時大阪府茨木市若園町12番５号
破産者　池田　　豪
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７１３号
大阪府箕面市桜井２丁目９番11－203号
破産者　園部　隆伸
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４９３号
大阪市都島区中野町４丁目12番１号　リバースコスモ　201号、前住所大阪市中央区高麗橋１丁目７番７－4109号
破産者　玉城　弘勝
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
北海道小樽市桜５丁目９番４号
破産者　米田ルリ子
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第４１７号
新潟市南区新飯田1500番地２、前住所新潟市南区新飯田1510番地２
破産者　小日向敏則
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４５号
富山市有沢811番地　市営住宅12棟401号、前住所富山市婦中町西本郷86番地10
破産者　髙柳　　聡
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６３号
鳥取県鳥取市湖山町東１丁目130番地102
破産者　松本　康宏
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５２号
香川県高松市十川東町587番地１　ニュークレインハイツＢ－101
破産者　美濃　哲男（旧姓髙濱）
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９６号
鹿児島県薩摩川内市上甑町中甑990番地１
破産者　濵田　拓朗
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
鹿児島県薩摩川内市上甑町中甑990番地１
破産者　濵田　律子
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係